

自転車の違反に交通反則切符と反則金!

- 自転車の交通違反にも交通反則通告制度(反則金制度)が適用
- 規定違反行為に対し、交通反則切符(青切符)による取締り!

- 交通違反制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科さない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



主な違反行為について



① 携帯電話使用

反則金 **12,000円**

罰則…6か月以下の拘禁刑
または10万円以下の罰金



② 信号無視

反則金 **6,000円**

罰則…3か月以下の拘禁刑
または5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金



③ 運転中のヘッドホン・イヤホンの使用

反則金 **5,000円**

罰則…5万円以下の罰金



④ 一時不停止

反則金 **5,000円**

罰則…3か月以下の拘禁刑
または5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金



⑤ 無灯火

反則金 **5,000円**

罰則…5万円以下の罰金
過失同じ



⑥ 傘さし

反則金 **5,000円**

罰則…5万円以下の罰金



⑦ 並進

反則金 **3,000円**

罰則…2万円以下の罰金
または料料



⑧ 二人乗り

反則金 **3,000円**

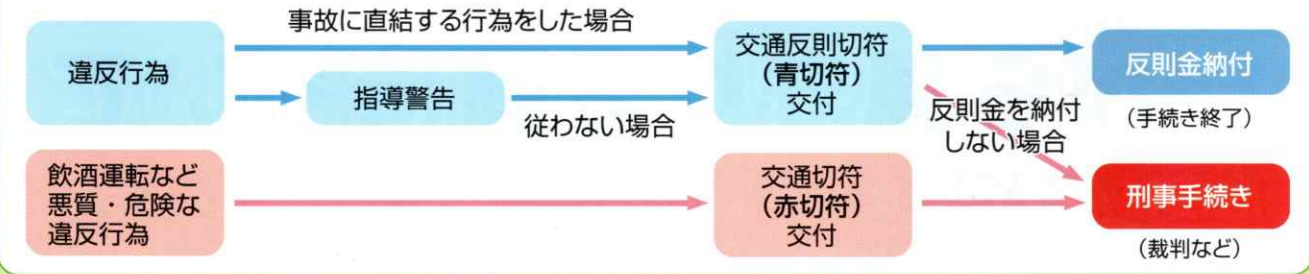
罰則…2万円以下の罰金
または料料

飲酒運転などには
赤切符が交付

飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)や妨害運転、携帯電話の使用で交通の危険を生じさせた場合などで特に悪質・危険な違反行為には、刑事手続きに入る交通切符(赤切符)が交付されます。



自転車の交通取締りの流れ



オレだオレ 金を要求する 君の名は